

## 第2章 我が国の対人地雷対策支援政策の概要

### 2. 1. 対人地雷問題の現状と国際社会の取組み

#### 2. 1. 1. 対人地雷問題の現状

対人地雷が最初に使用されたのは第二次世界大戦の時であった。それ以来、対人地雷は朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争等を含む世界中の多くの紛争で使用されてきており、今日においても依然として多くの紛争において使用が続けられている。

特に、カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モザンビーク、アンゴラ、アフガニスタンなどの地域には多くの地雷が埋設されており、戦闘員ではない一般市民に対して無差別に被害を与えるという極めて重大な人道上の問題を引き起こしている。また、埋設された地雷は、被埋設国の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となっている。

#### BOX 1：対人地雷がもたらす問題

##### 1. 無差別である

対人地雷は、一般市民、軍人、平和維持軍、救援活動従事者など標的を選ぶことなく無差別に犠牲者を生み出す。

##### 2. 非人道的である

対人地雷は、爆発時に非常に大きな破壊力を持つ。もともと対人地雷は人を殺すのではなく、不具にすることを目的として製造されているため、多くの犠牲者に対し、失明、火傷、四肢切断などの被害をもたらす。

##### 3. 人々の生命、四肢、生活を奪う

対人地雷による死者・負傷者は過去数十万人にもものぼる。対人地雷・不発弾による犠牲者は年間1万5,000人～2万人にのぼると言われており、その犠牲者のほとんどが一般市民である。

##### 4. 開発への障害となる

対人地雷は、最貧国の人々から土地やインフラを奪い、国家再建の妨げとなっている。また、難民や避難民の帰還を妨げる一因ともなっている他、野生動物や環境に与える影響も大きい。

##### 5. 世界に蔓延する問題である

全世界において80カ国以上の国々が対人地雷・不発弾による何らかの影響をうけている。最も地雷汚染の深刻な国々は、アフガニスタン、アンゴラ、ブルンディ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チェチェン、イラク、ネパール、スリランカなどである。

##### 6. 継続する問題である

対人地雷は現在も埋設され続けており、少数の国々ではいまだ地雷を製造している。また、貯蔵地雷も世界中で残存している。

(出所：ICBL ホームページ (www.icbl.org/))

地雷・不発弾による新たな犠牲者（死者・負傷者）は、ICBLが毎年発行している地雷モニター・レポート（Landmine Monitor Report）2004年版によれば、現在においても毎年15,000人から20,000人もいっているとされている。また、対人地雷は、世界中に1億1,000万個以上が埋設されたまま放置されているといわれており、仮に年間10万個以上除去したとしても、全ての除去までに1,100年かかることになる。また、地雷は一旦埋設されると腐食することなく、長期間（50年～100年）にわたって無害化されない。更には製造が容易な上、安価であり（1個あたり3～10ドル）、埋設も容易であるのに比べて、除去費用が高くつく（1個あたり100ドル～1000ドル）ことから、完全除去には莫大な資金が必要となるなど、極めて深刻な問題となっている。

写真 2：埋設された地雷



地雷除去作業中に発見された地雷。マーキングされ「地雷危険（Danger! Mines!!）」という看板が立てられている（現地調査団撮影）

写真 3：地雷除去犬と女性地雷除去部隊員



カンボジアにおける除去作業に探知犬は欠かせない。また、女性の地雷除去要員も増加しているという。（現地調査団撮影）

## 2. 1. 2. 対人地雷問題をめぐる国際社会の取組み

### (1) 対人地雷問題をめぐる国際世論の高まり

1990年代初頭より対人地雷問題に関する国際社会の関心が高まり、国際赤十字委員会(ICRC)やブトロス・ガリー国連事務総長(当時)、クリントン大統領(当時)等が対人地雷問題への取組みの重要性を訴えた。

また、1991年には、対人地雷問題に取り組むいくつかの国際NGOや個人活動家が協力して、地雷廃絶国際キャンペーン(ICBL: International Campaign to Ban Landmines)が設立された。ICBLのコーディネーターであるジョディ・ウィリアムズ女史は、1997年にノーベル平和賞を受賞することとなる。

### (2) 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)改正議定書IIによる規制

対人地雷を規制する法的枠組みとしては、1980年に採択された特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)<sup>4</sup>の地雷等に関する議定書(議定書II)<sup>5</sup>があった(我が国は1981年に署名)。ただし、この議定書は、対人地雷が主として使用される内乱には適用されない、探知不可能な地雷等を禁止していない等の問題を抱えていた。

しかし、1990年代初頭より、国際NGOの活動の活発化等により対人地雷禁止を求める国際世論が高まったことを受けて、1996年5月に右議定書の改正が行われることとなった(改定議定書IIの成立)。改定議定書IIにおいては、条約の規制対象に内乱が含まれるようになり、また、探知不可能なもの及び自己破壊装置がないものなど、悪質な対人地雷を原則使用禁止とし、移譲の制限が盛り込まれるなど、規制の強化が図られた。

### (3) 対人地雷禁止条約(オタワ条約)の成立

CCW改定議定書IIの成立後も、CCWによる部分的な禁止では対人地雷問題の抜本的な解決には至らないという国際的な批判は根強く、ICBLをはじめとするNGOの活動や対人地雷全面禁止に賛同する諸国の協力により、対人地雷禁止条約への道が開かれた。対人地雷禁止条約は、カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発するいわゆるオタワ・プロセスを通じて検討・議論され、1年余りという予想以上の速さで署名開放まで辿り着いた。対人地雷禁止条約が短期間で成立したことや、そもそも対人地雷禁止気運が高まったこと背景にはNGOの活躍がある。国家間の条約の成立にあたってNGOが主導的な役割を果たしたことは、国際社会の新たな動きとして注目される。

対人地雷禁止条約(通称オタワ条約、正式名称は「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」(Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and on Their Destruction))は、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を原則的に禁止し、貯蔵地雷の

<sup>4</sup> 正式名称は、「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約 (Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects)」

<sup>5</sup> 正式名称は、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書」

4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。この条約は、1997年12月のオタワでの署名式において、署名のために各国に開放され、1999年3月1日に発効した。対人地雷禁止条約の加盟国は2004年12月現在で144ヶ国であるが、一方で、米国、ロシア、中国といった対人地雷の主要製造・配備・保有国が未加盟であり、その普遍性・実効性の面で未だ問題を残している。

#### **(4) 対人地雷対策に関する国際社会の取組み**

対人地雷対策に国際社会が取り組み始めたのは、1980年代から1990年代初頭にかけてである。国際社会による対人地雷対策について主導的や役割を果たしてきたのは、国連と国際NGOである。

国連が初めて対人地雷対策のために国際社会に対して資金協力を求めたのは、1988年のアフガニスタンにおける人道的地雷除去活動に関するアピールであった。つづいて、国連はカンボジアにおいて地雷除去活動に取り組んだ。カンボジアには1991年に国連カンボジア先遣ミッション（UNAMIC：United Nations Advanced Mission in Cambodia）が展開したが、国連安保理は1992年1月の決議で、UNAMICの任務の一つに地雷除去と地雷除去訓練を加えた。更に1992年6月には国連によりカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodia Mine Action Center）が設立された。国連はその後モザンビーク、アンゴラなどで積極的に地雷対策活動に関与するようになった。更に、1995年7月には、国連主催による地雷除去国際会議がジュネーブで開催され、97カ国、16の国連機関、30のNGO等の代表が出席した。1997年には、国連PKO局の中に国連地雷対策サービス部（UNMAS：United Nations Mine Action Service）が設立され、国連による地雷対策の総合調整を担うことになった。国連の中では、国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）、国連児童基金（UNICEF：United Nations Children's Fund）を中心に全部で13の異なる機関がそれぞれの責任に応じて地雷対策に関わっており、UNMASはこれらの機関を統括する立場にある。

地雷対策について、国連安保理決議は未だ採択された経緯はないが、国連総会決議は1993年より毎年採択されており、それに対応する形で国連事務総長が国連による地雷対策活動に関する年次報告を提出することとなっている。また、国連総会は、2000年の決議において、これまでの活動を振り返りつつ、より戦略性を持った地雷対策活動が必要であることを提言した。これを受けて、翌年には、その後5年間の戦略を定めた「国連地雷対策戦略2001-2005（United Nations Mine Action: A Strategy for 2001-2005）」が国連事務総長より提出され、2001年の国連総会決議で採択された（BOX2を参照）。

また、地雷対策活動は、国際NGOの貢献を抜きに語ることはできない。地雷除去を専門に取り組む初めての国際NGOであるヘイロー・トラスト（Halo Trust: Hazardous Area Life-Support Organization）は1988年に設立されたが、これに続き、1980年代後半から地雷除去・犠牲者支援分野において新たなNGOが設立されたり、既存のNGOが地雷対策活動を始めるなどして、NGOによるこの分野の活動が積極化した。このような中、

1991年には地雷廃絶国際キャンペーン（ICBL：International Campaign to Ban Landmines）が設立された。ICBLは、急速にそのメンバーシップを拡大し、オタワ条約成立の大きな原動力となり、1997年には、ICBLのコーディネーターであるジョディ・ウィリアムズ女史にノーベル平和賞が授与された。ICBLのメンバーは現在、60カ国、1,100以上にのぼる。

## BOX 2：「国連地雷対策戦略 2001-2005」の概要

### 1. ビジョン

地雷や不発弾の脅威から開放され、個人や地域社会が開発可能な安全な環境に暮らし、地雷犠牲者が完全に社会に融合できる世界の実現。

### 2. 2001年-2005年における国連のミッション

2001年-2005年において、国連は、他のパートナーと協力し、地雷・不発弾による脅威の低減、国際社会における地雷問題への理解の増進、被埋設国に対する援助、国際社会における地雷対策努力の調整、などに取り組む。

### 3. 戦略目標

（当初目標）

戦略目標 1：全ての人々が地雷問題を理解し、この問題に取り組むよう、情報を生み出し、利用可能にする。

戦略目標 2：緊急時における地雷対策ニーズを満たせるよう、迅速な対応能力を整備する。

戦略目標 3：地雷対策プログラムを計画、調整、実施するための国家及び地域の能力を強化する。

戦略目標 4：安全で費用対効果の高い地雷対策活動を実施する。

戦略目標 5：地雷対策のための十分な資金を動員し、資金の配分を効率的に調整する。

戦略目標 6：地雷・不発弾問題を扱う国際法の世界共通化を進める。

（その後の変更）

国連事務総長は、2001年8月以降2003年8月までの地雷対策活動の進展を踏まえて、戦略目標の見直しを行った。主要な変更点は以下のとおり。

戦略目標 2（変更後）：国連が運営するプログラム及び調整プロセスの下で、地雷対策を効率的に調整、実施する。

戦略目標 3（変更後）：国家及び地域当局が地雷対策プログラムを計画、調整、実施できるようにする。

戦略目標 4（変更後）：地雷対策プログラムが達成可能な最高水準に従って実行されるようにする。

戦略目標 6（変更後）：地雷・不発弾問題を扱う、また、犠牲者の人権の推進を謳う国際法やコミットメントを全ての国が遵守・服従するようにする。

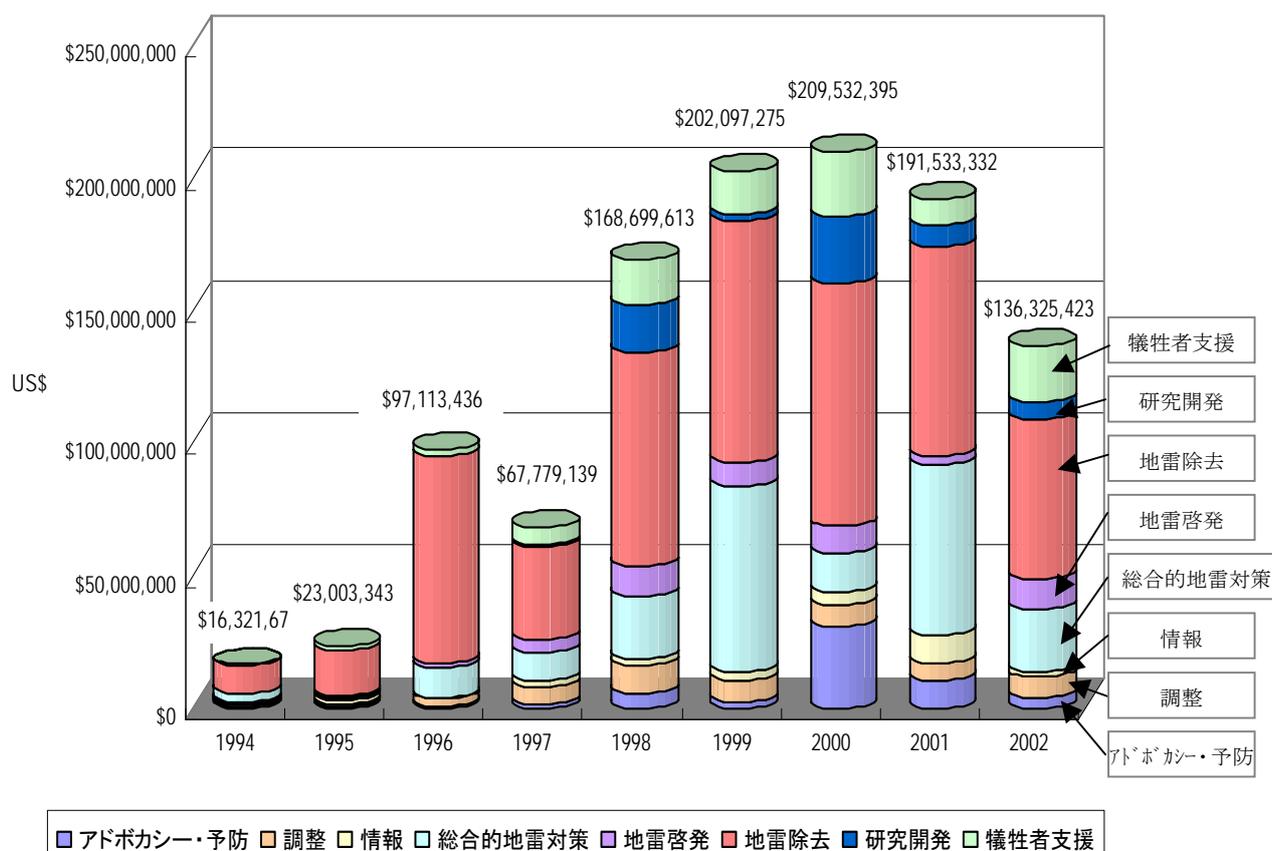
（出所：UN Mine Action for 2001-2005, Report of the Secretary-General Addendum 1 A56/448/Add.1 distributed on 8 October 2001 及び UN Mine Action for 2001-2005, Report of the Secretary-General Addendum 1 A56/448/Add.1 distributed on 8 August 2003.）

国連や国際NGOの活動を資金的に支えているのは、世界各国からの支援である。国際社会全体としての対人地雷対策活動に対する支援実績額の推移を示したのが図表 2-1 である。この図表からも明らかなおり、対人地雷対策に向けられる援助資金は、1990年代、地雷問題への国際的な関心の高まりを受けて急増しており、1994年と2000年の実績を比較すると13倍にもなっている。また分野別で見ると、当初はもっぱら地雷除去支援が全体額の大部分を占めていたのに対し、支援規模の増加に応じて、除去活動に加え、地雷対策センターの設立や機能強化等を目的とした総合的地雷対策支援や犠牲者支援、地雷啓発等の分野にも援助資金が向けられるようになってきていることが分かる。

なお、地雷対策分野における最大ドナーは米国である<sup>6</sup>。つづいて、1998年-2002年の実績では、日本の支援額が米国について2位となっており、それにEU、ノルウェー、オランダ、カナダ、ドイツなどが続いている（図表 2-2）。

図表 2-1：国際社会全体の対人地雷対策支援実績の推移（1994-2002年（暦年））

（単位：米ドル）

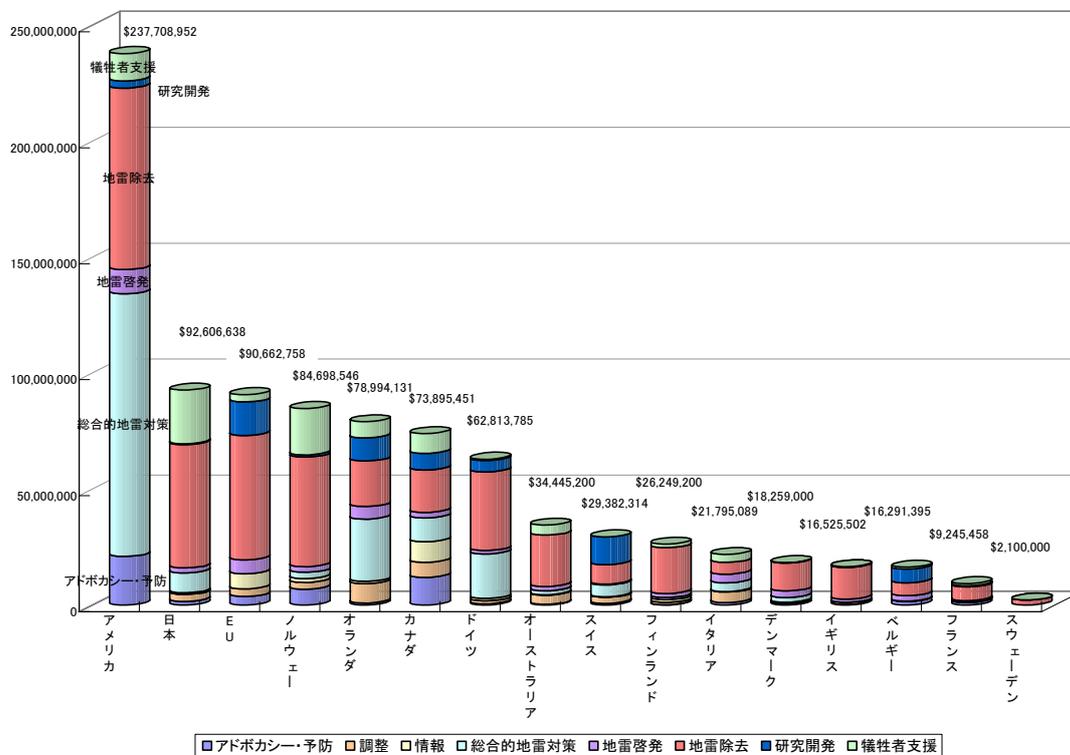


（出所：UN Mine Action Investments Database ([http:// www. mineactioninvestments. org /](http://www.mineactioninvestments.org/)))

<sup>6</sup> 一方で、米国は朝鮮半島での地雷使用の必要性などを理由にオタワ条約への加盟を見送っている。

図表 2-2：対人地雷対策支援のドナー別実績（1998-2002年（暦年））

（単位：米ドル）



（出所：UN Mine Action Investments Database (<http://www.mineactioninvestments.org/>)）

### （5）対人地雷対策の成果

ここでは、対人地雷対策の成果を示す一つの指標として、各被埋設国における地雷・不発弾除去により利用可能となった土地面積の推移を図表 2-3 にまとめた。データが不足している国が多くあり、全体像を把握することは必ずしも容易ではないが、全体として、地雷除去活動の成果があがってきていることが読み取れる。

また、対人地雷対策支援の成果を示すもう一つの指標として、各被埋設国における地雷・不発弾犠牲者数の推移を図表 2-4 にまとめた。特に深刻な問題を抱えるアフガニスタン、カンボジアをはじめとして全体に犠牲者数は減少傾向にある。ただし、これら 2 カ国では今年年間 800 人以上の犠牲者を出しており、引き続き地雷対策の取組みが重要であることが分かる。

図表 2-3 : 各被埋設国における地雷・不発弾除去面積の推移 (1998-2002 年 (暦年))

(単位: 平方メートル)

		1998	1999	2000	2001	2002
カンボジア	単年		11,860,000	32,200,000	21,900,000	34,700,000
	累積	148,000,000	154,700,000**		166,000,000*	207,600,000
スリランカ	単年		214,541			16,356,485
	累積					
タイ	単年				18,417	368,351
	累積					4415387*
ベトナム	単年					2,234,950
	累積				3,835,000**	1,200,000,000*
ラオス	単年	>58,000*	89,093	80,538	82,724	98,963
	累積					
アフガニスタン	単年		110,000,000	104,000,000	96,943,522	111,100,000
	累積		465,000,000****	544,000,000***	640,600,000*	685,000,000*
アンゴラ	単年			5,800,000	6,800,000**	7,800,000*
	累積		10,000,000***			
イエメン	単年			666,445	2,198,607	1,176,406
	累積					
エチオピア	単年					
	累積					396,555*
エリトリア	単年				>10,000,000	
	累積					42,078,470*
チャド	単年				645,663*	1,935,000
	累積					
モザンビーク	単年		2,000,000	4,980,000	8,700,000	8,900,000
	累積			200,169,000*		
ルアンダ	単年			11,337	9,712	
	累積				6,275,192	
レバノン	単年	289,395*	714,564**	672,415*	154,772*	5,756,107
	累積					
アゼルバイジャン	単年			163,860	896,143	1,118,000
	累積					
アルバニア	単年				302,000	450,000
	累積					
クロアチア	単年	15,600,000	14,330,862	9,805,889	13,640,014	31,014,641
	累積	34,510,102*				
コンゴ	単年				8,111,933	203,360
	累積				32,224,107*	
ボスニアヘルツェゴビナ	単年		3,600,000	7,100,000	5,500,000	6,000,000
	累積					
マケドニア	単年					3,900,000
	累積					
ユーゴスラビア	単年					3,500,000
	累積					
グアテマラ	単年				7,749	8,342
	累積					
ニカラグア	単年				395,350	339,032
	累積	819,000	1,291,000*	2,120,137	2,515,487	

注) 国毎の注記は以下のとおり。なお、Landmine Monitor Report において報告されていない数値は空欄とした。

- カンボジア \* 1992 年以降の累積値。  
\*\* 1993 年以降の累積値。
- タイ \* 2000 年 2 月から 2002 年 6 月までの累積値。
- ベトナム \*\* 1975 年から 2002 年までの累積値 (ベトナム政府による除去活動の成果を含む)。  
\* 1999 年から 2001 年までの累積値 (ただし、ベトナム政府による除去活動の成果は含まれていない)。
- ラオス \* 1998 年 1 月から 10 月までの累積値。
- アフガニスタン \* 1989 年から 2002 年までの累積値。  
\*\* 1990 年から 2001 年までの累積値。  
\*\*\* 1990 年から 2000 年末までの累積値。  
\*\*\*\* 1990 年から 2000 年 4 月までの累積値。
- アンゴラ \* 20002 年 5 月から 2003 年 4 月までの累積値。  
\*\* INAROE からの報告と独立 NGO からの報告には大きな数値の差が見られる。この数値は独立 NGO から報告された数値。  
\*\*\* 1995 年から 2000 年 5 月までの累積値。
- エチオピア \* 2001 年 2 月に Ethiopian Mine Action Office が設立されてから 2003 年 1 月までの実績。
- エリトリア \* UNMEE MACC (UN Mission in Ethiopia and Eritrea, Mine Action Coordination Center) からの報告より。2000 年後半から 2003 年 6 月末までの累積値。
- チャド \* 2000 年 9 月から 2002 年 6 月までのオペレーションによる結果。
- モザンビーク \* 1992 年から 2000 年までの累積値。

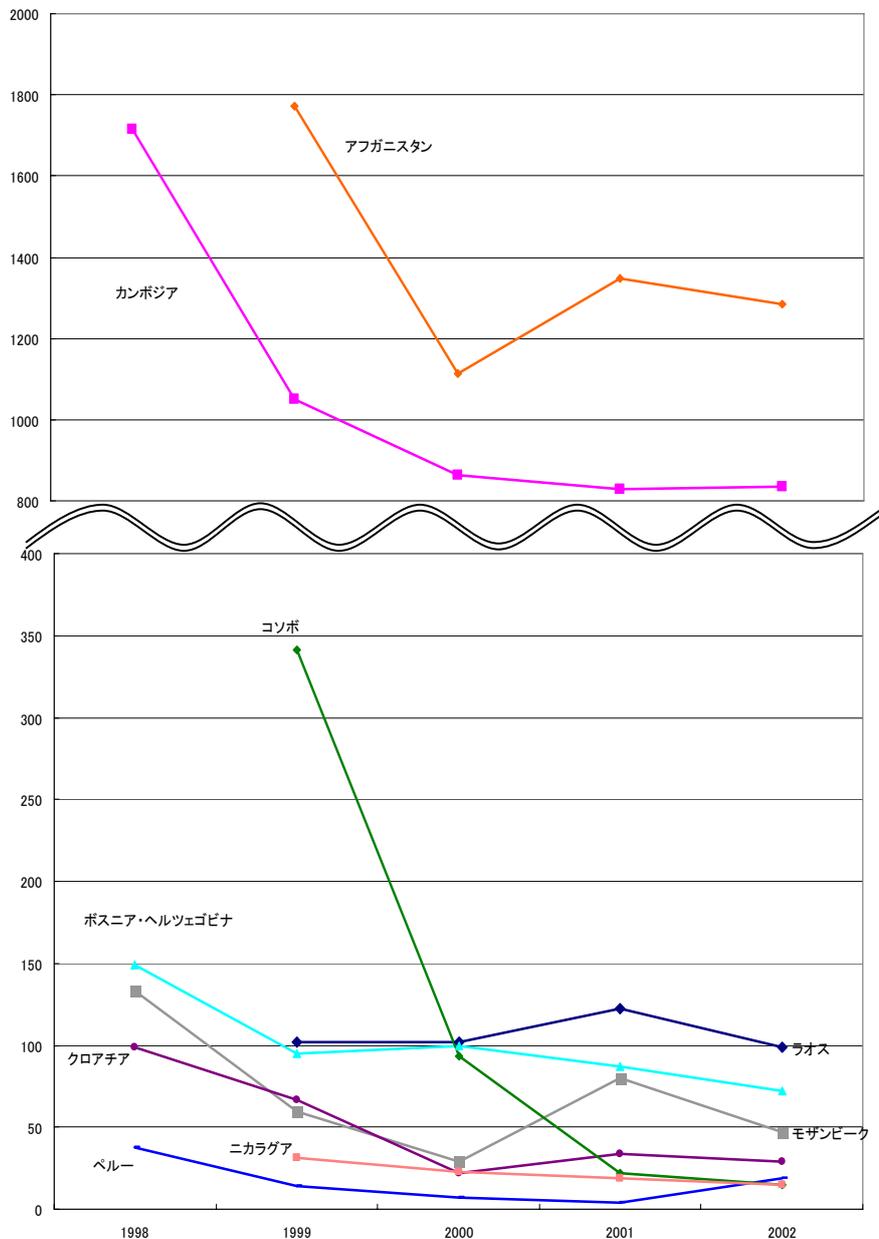
レバノン \* 2002年の地雷除去実績に関する統合データがないため、以下の団体のデータをそれぞれ合計した結果。Lebanese Army companies (2002), the Mines Advisory Group (2002年3月～2003年3月)、the International Mine Initiative (2002年12月～2003年3月)、BACTEC (2002年5月～2003年5月)、MineTech (2002年5月～2003年5月)。  
 \*\* Lebanese Armyの活動のみによって使用可能となった面積。

クロアチア \* 1995年から1997年までの累積値。  
 コソボ \* 1999年6月から2001年までの累積値。  
 ニカラグア \* 1993年から1999年までの累積値。

(出所：Landmine Monitor Report 各年版)

図表 2-4：各被埋設国における地雷・不発弾犠牲者数の推移（1998-2002年（暦年））

(単位：人)



(出所：Landmine Monitor Report 各年版)

## 2. 2. 我が国の対人地雷対策支援政策の概要

### 2. 2. 1. 対人地雷をめぐる我が国の取組みと「犠牲者ゼロ・プログラム」

#### (1) 対人地雷禁止をめぐる我が国の取組み

我が国は、かつて、自国の防衛に必要である等の理由から、対人地雷の生産・配備を行っていた。また、1990年代初頭からの対人地雷全面禁止をめぐる国際世論の高まりに対しては、将来的な全面禁止には賛成との立場をとりつつも<sup>7</sup>、即時全廃に対しては慎重な態度を維持し続けていた<sup>8</sup>。

しかし、1996年から開始されたオタワ・プロセスにおいて、対人地雷禁止条約（オタワ条約）への道が開かれたのを受け、我が国は、同条約への署名を決定し、1997年12月に開催されたオタワ条約の署名式に小渕外務大臣（当時）を派遣した。また、翌年の1998年9月30日には、小渕総理大臣（当時）のリーダーシップの下で同条約を締結し（45番目）、あわせて、国内においてこの条約の履行を担保するための「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」を成立させた。

我が国は、同条約締結当時、約100万個の貯蔵対人地雷を所有していたが、条約の規定に従って貯蔵地雷の廃棄を進め、2003年2月8日には条約により日本が廃棄すべき貯蔵対人地雷の廃棄を完了した。また、我が国は、できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の解決に資するとの立場から、機会あるごとに各国政府、特にアジアの国々や地雷を多く保有する国々に対して条約の締結を働きかけている。

#### (2) 対人地雷対策をめぐる我が国の取組みと「犠牲者ゼロ・プログラム」

##### (イ) 対人地雷に関する東京会議の開催

対人地雷対策支援の重要性に鑑み、橋本総理（当時）は、1996年のリヨン・サミットにおいて、対人地雷全面禁止の支持を表明するとともに、国連の地雷除去などの国際的な支援を強化するための国際会議を翌年の早い時期に日本で開催することを提案した。この提案を受けて、我が国は、1997年3月6日、7日の両日、東京において「対人地雷に関する東京会議」を開催した。同会議には27カ国、EU及び10の国際機関が参加し、対人地雷の諸問題に対する国際的協力を強化するために、包括的な議論が行われた<sup>9</sup>。

東京会議においては、対人地雷の問題が人道問題であると同時に、平和と安全への脅威

<sup>7</sup> 我が国は、1996年6月のリヨン・サミットの際の橋本総理内外記者会見において、「我が国の対人地雷全面禁止支持の決定について」として、対人地雷全面禁止に向けた国際的な努力を支持すること、また、国際的な全面禁止に関する合意が達成されるまでの間、一定の自主措置を講ずることなどを発表した。また、同年10月に開始されたオタワ・プロセスの一連の会議に日本政府は全て参加し、1996年12月に国連総会で採択された対人地雷全面禁止決議の共同提案国になった。

<sup>8</sup> 例えば、1997年5月20日の衆議院安全保障委員会において、久間防衛庁長官は、「・・・世界の趨勢に向かって我々も努力しているけれども、日本の置かれた状況の中から、地雷を使わないということを前提にして物を考えるとダメでも、なかなかそうはまいらないということについてはぜひ御理解を賜りたいと思うわけでございます。」と発言している。

<sup>9</sup> ただし、対人地雷対策において主要な役割を果たしている国際NGOはこの会議に招待されなかった。このため、地雷問題に関わる世界各地のNGOは東京会議の開催に合わせて東京に集まり、第一回NGO地雷東京会議を開催した。

であり、復興開発の障害であることを認識し、国際協力を通じて対人地雷の諸問題への取組みを強化することの必要性が強調された。また、共通の目標として、地雷の犠牲者を大幅に減らし、最終的にはゼロにすべく努力すること、その間、今より多くの負傷者に適切な医療措置を供与することが合意され、「対人地雷の人道分野における国際協力のための東京ガイドライン」としてまとめられた<sup>10</sup>。

#### (ロ) 犠牲者ゼロ・プログラム

我が国は、1997年12月のオタワ条約署名式に際し、「犠牲者ゼロ・プログラム」を提唱した。同プログラムの下で、我が国は、「犠牲者ゼロ」の目標に向けて、「普遍的かつ実効的な条約の作成」と「地雷除去活動・犠牲者支援」を車の両輪とする包括的アプローチを打ち出した。

まず、車の両輪の一つである「普遍的かつ実効的な条約の作成」については、オタワ条約署名国増加への期待を表明するとともに、普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止を目指すことの重要性を指摘し、このためにジュネーブ軍縮会議において、早期に条約交渉を開始すべきであることを訴えた。また、対人地雷問題と同様の取組みが求められる問題として、自動小銃等の小火器の問題について触れ、我が国において小火器に関する国際専門家会合を開催する考えを示した。

一方、「地雷除去活動・犠牲者支援」については、東京ガイドラインで設定された目標である「犠牲者ゼロ」の目標を提唱し、我が国として向こう5年間を目途に100億円規模の支援を行うことを表明した。「犠牲者ゼロ」という目標については、問題は地雷の数ではなく、安全であり、かつ、道路や農地に使用可能である土地面積を拡大し、犠牲者の発生件数をゼロにするという趣旨が示された。また、100億円の政府開発援助の使途の例としては以下が挙げられた。

- 地雷除去関連機材、車両、草刈機、無線機、バッテリー等の供与
- 国連の支援調整機能や技術登録制度構築の支援
- 義肢政策技術やリハビリテーション等についての技術協力
- 医療やリハビリテーションに関わる施設建設や機材供与等

更に、我が国は、「犠牲者ゼロ・プログラム」の一環として、対人地雷除去活動支援をするための武器輸出三原則等<sup>11</sup>の例外化を打ち出した。すなわち、我が国は、被埋設国の政府等が行う人道的な対人地雷除去活動に対し積極的に支援を行うこととし、人道的な対人地雷除去活動に必要な貨物等に、「武器輸出三原則等における武器等」に当たるものが

<sup>10</sup> 同ガイドラインは、共通目標を「犠牲者ゼロ」と設定し、地雷除去活動、地雷の探知及び除去技術開発、犠牲者支援の3つの分野におけるガイドラインを定めた。

<sup>11</sup> 「武器輸出三原則」（1967年4月21日に佐藤総理（当時）が衆議院決算委員会における答弁で表明）と「武器輸出に関する政府統一見解」（1976年2月27日に三木総理（当時）が衆議院予算如答弁で表明）を総称して「武器輸出三原則等」と呼ぶ。前者は、①共産圏向けの場合、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、③国際紛争の当事国又はそのおそれがある国向けの場合、の3つの場合には武器輸出を認めないという政策を言う。また、後者は、①三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない、②三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする、③武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取扱うものとする、という政策である。

含まれる場合であっても、当該貨物等の輸出については、①被埋設国の政府等と我が国政府との間の国際約束で、当該武器等は人道的な対人地雷除去活動のみに使用されること、②当該武器等を我が国政府の事前同意なく第三者に移転しないことが定められることにより担保されること、という2つの条件が満たされる場合には、武器輸出三原則等によらず、輸出許可による我が国からの輸出を可能にすることを決定した。

#### (ハ) 対人地雷除去の新たな取組み

我が国政府は、日本国内において地雷除去関連技術の研究開発に取り組む企業、NGO、研究者が増加していることに鑑み、この分野において一層の貢献を行うため、2000年7月より、外務省、文部省（当時）、通商産業省（当時）、防衛庁、科学技術庁（当時）からなる関係省庁連絡会議を開催し、我が国政府の支援策について検討を行った。その結果、2000年12月には、「対人地雷除去のための新たな取組」として、①地雷除去技術の研究・開発支援、②新技術の実験支援、③NGOとの更なる連携、④官民合同調査団の派遣を行うことを発表した。この中で、①については、そのために活用できる予算として政府開発援助の外務省予算（研究支援無償資金協力）5億円を2001年度予算に計上した。②については、地雷除去技術の開発に関し、自衛隊の演習場の使用について、具体的な要望があった場合には、必要に応じ、受入れの可否について検討することとした。更に、③については、対人地雷除去活動に取り組むNGOの活動をより積極的に支援するために、「草の根無償資金協力」の供与限度額を従来の原則1000万円から1億円に引き上げることとした。④については、地雷除去技術開発に関する官民合同調査団を2001年初めを目途に被埋設国に派遣することとした。

### BOX 3 : 地雷探知・除去技術開発の現状と課題

地雷探知・除去技術の開発には、大きく分けて以下の2つのアプローチがある。

- (1) 既にある技術をベースに、現地のニーズに合わせた機器を開発しようとするもの。  
フレール、ローラー、カッター等で対人地雷を破壊する地雷除去車両の開発が各国で進められている。
- (2) 先端技術を含め、これまで対人地雷の処理には使われてこなかった技術を新規に適用しようとするもの。例えば、以下のような技術が検討されている。
  - ①GPR(Ground Penetrating Radar : 地中探査レーダー)による地中探知技術
  - ②NQR (核四極共鳴) による化学物質探知技術
  - ③中性子を利用したガンマ線分析技術
  - ④バイオセンサによる爆薬分子探知技術
  - ⑤超音波探査技術
  - ⑥複数のセンサ情報を統合するセンサーフュージョン技術
  - ⑦GPS (Global Positioning System : 全地球測位システム) 利用のマップ作成技術
  - ⑧ロボット技術

#### [(1) についての現状と課題]

如何にして現地のニーズに合わせた安価で高効率な機器に仕上げるのかに開発のポイントがある。実際には、1) 現地の自然環境、2) 現地作業員、メンテナンス担当者の技術レベル、3) 対人地雷が埋められている環境(対戦車地雷や不発弾が同じ場所に埋まっているか等)、4) 機械の適用ケース(人力ではなくて機械を用いて処理すべきケース)等を把握するために、現地と頻繁にやり取りして機器開発を進める必要があるが、市場規模が小さいこともあって、諸外国の事例をみても現地とのやり取りが少なく、上記の要件がうまく把握できていない面がある。

日本における機器開発を見ると、車両タイプの地雷除去装置が開発段階にあり、アフガニスタン等での現地テストが実施されているところである。まだ現地の環境やニーズで対応できていないところがあると予想されるが、今後、開発→現地テスト→更なる改良を繰り返して実際に使用できる機器へと開発を継続することが期待される。

#### [(2) についての現状と課題]

(1)と比較して、技術的に新しいものを実際の環境下で適用可能な機器に仕上げるには長い開発期間、開発コストが必要になる。欧米では軍事目的で開発が進められてきた技術を対人地雷処理にも応用しようという傾向が見られ、軍事予算がその開発に当てられている。ただし、まだ実験室レベル～自国内のフィールドテストレベルのものが多く、現地で本格的に運用されるレベルまで達しているものはない。

日本でも科学技術振興機構(JST : Japan Science and Technology Agency)が開発資金を提供して、本格的な開発がスタートしており、既にいくつかのプロトタイプが開発されている。今後、開発されたプロトタイプの評価を踏まえたうえで、実用レベルまで引き上げる開発プロセスが必要となる。

## 2. 2. 2. 我が国の対人地雷対策支援実績と支援スキームの概要

### (1) 我が国の対人地雷対策支援の実績

#### (イ) 実績額の推移

我が国が1997年12月に「犠牲者ゼロ・プログラム」を発表して以降、2004年3月までに実施した対人地雷対策支援の実績総額は133億1,578万2,725円である。図表2-5は、1997年度(1998年1月以降)から2004年度までの我が国の対人地雷対策支援実績の年度別の推移を示している。(同期間における我が国の対人地雷対策支援案件の一覧は巻末添付資料1参照)。

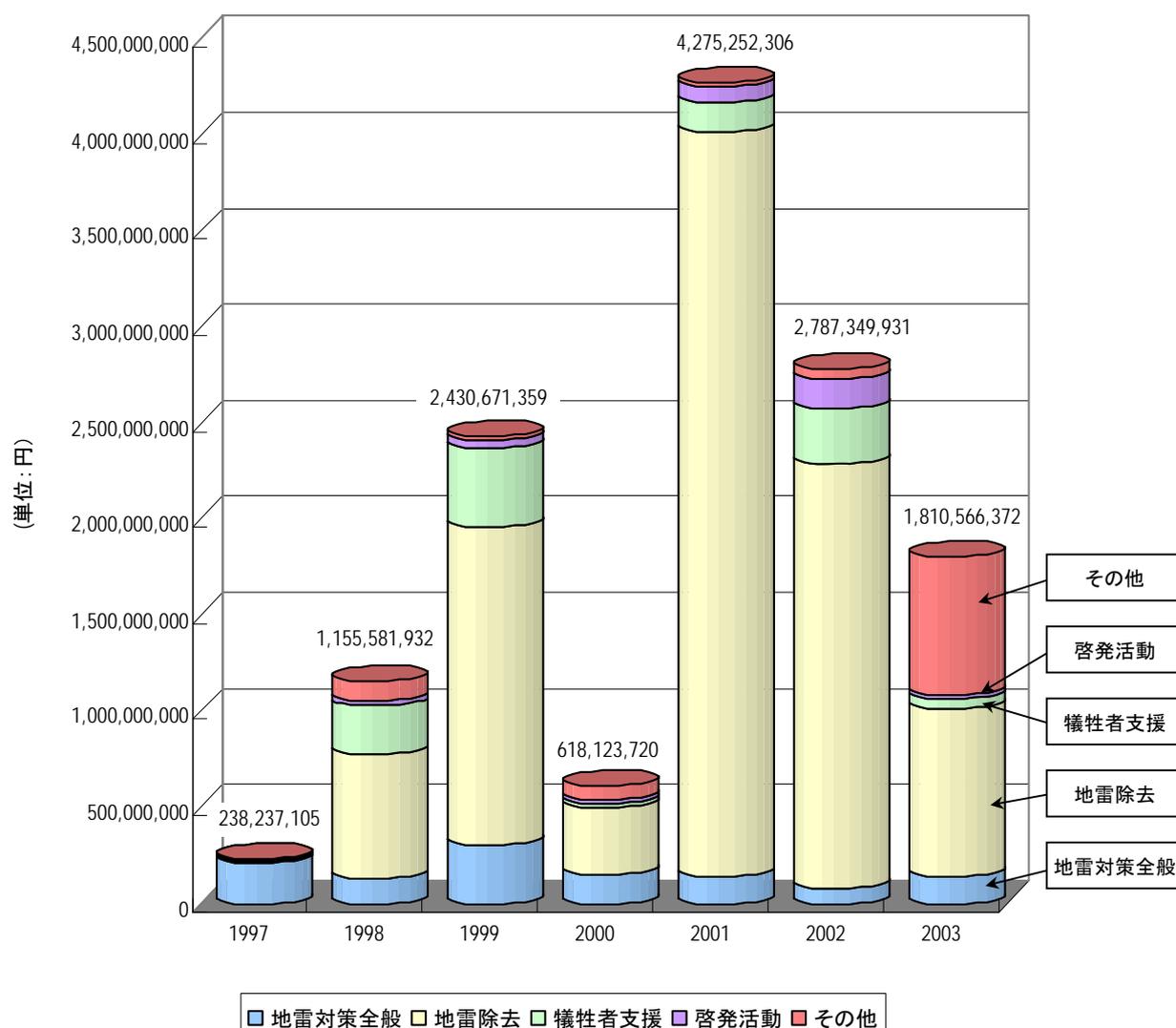
まず、1997年度については、「犠牲者ゼロ・プログラム」の発表が1997年12月であったために、同年度内の支援が小額となっているが、続く1998年度には10億円を超える援助が実施された。同年度の援助は、カンボジアが主要対象国となっており、同国へプロジェクト形成調査団が派遣され、それに続いて最初の一般プロジェクト無償資金協力の供与が実施された。また、同国に対しては、CMAC(カンボジア地雷対策センター)信託基金に対する約1億円の拠出も行われた。

次に、1999年度には、我が国の対人地雷対策支援総額は年間24億円にまで増加した。その主な内訳としては、例えば、一般プロジェクト無償資金協力によるCMACへの機材供与3.3億円、カンボジア政府に対する病院医療機材整備のための1.1億円供与などがあげられ、カンボジアに対する援助が積極的に行われたのが分かる。また、アフガニスタンに対しても、UNOCHA(国連人道援助調整室)に対する1.5億円以上の資金協力やアフガニスタン赤十字に対する1.2億円の資金協力などが実施された。翌2000年度は、対人地雷関連の大規模な一般プロジェクト無償資金協力が行われなかったこともあり、対人地雷関連の支援総額は6億円と小額であった。

これに対し、2001年度には対人地雷対策支援として42億円を超える援助が実施された。同年度における最大規模の案件はベトナムの道路計画地雷除去整備計画のための14億円の援助であった。また、他の大規模案件としては、アフガニスタンにおける地雷除去機材整備のための16億円の援助等が実施された。

その後、2002年度は27億円、2003年度は18億円と我が国の対人地雷対策支援は減少傾向にある。なお、2003年度からは一般無償資金協力の一形態として研究支援無償資金協力が開始され、同年度にアフガニスタンに対する支援として6億4,600万円と7,200万円の2件の支援が実施された。

図表 2-5 : 我が国の対人地雷対策支援実績 : 総額の推移 (1997-2003 年度)



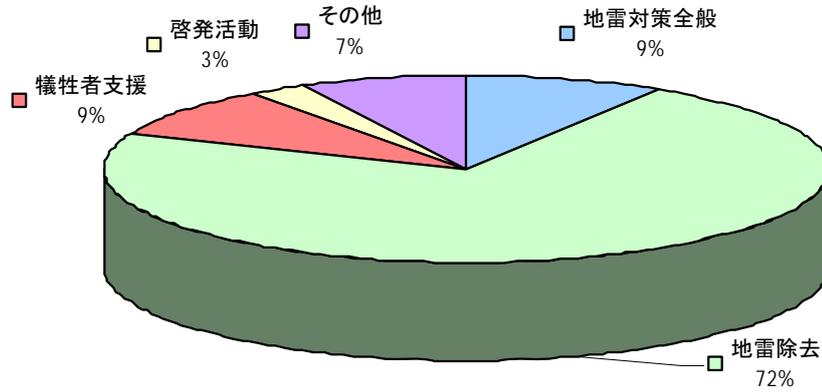
(出所：外務省データを元に作成)

#### (ロ) 実績額の目的別、地域別、国別内訳

我が国が 1998 年 1 月以降 2004 年 3 月までに実施した対人地雷対策支援のうち、地雷除去支援の占める割合は全体の約 72%、犠牲者支援の占める割合は約 9%、地雷対策全般支援の占める割合が約 9%、啓発活動の占める割合が約 3%であった (図表 2-6)。

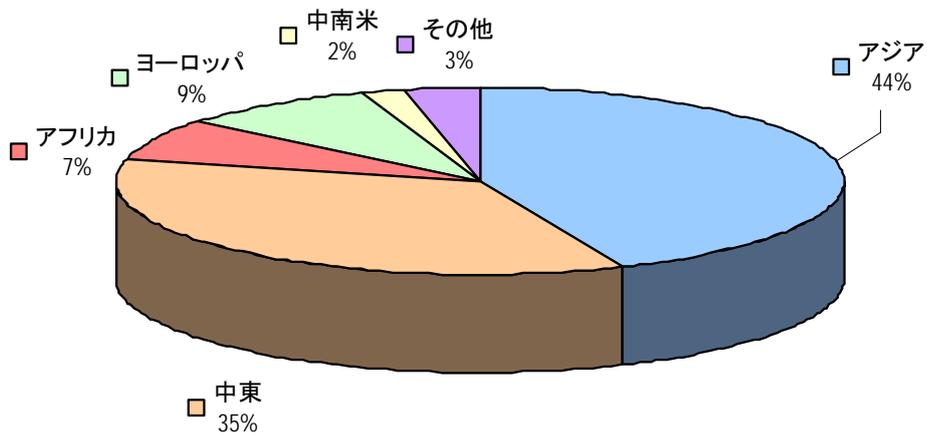
支援対象となった地域別に見ると、アジアが 44%、中東が 35%、ヨーロッパが 9%、アフリカが 7%、中南米が 2%であった (図表 2-7)。更に国別で見ると、カンボジアが全体の 28%、アフガニスタンが全体の 34%を占めており、それぞれアジア地域、中東地域における最大の支援対象国であった。その他の国では、ベトナムが 11%、ボスニア・ヘルツェゴビナが 6%などであった (図表 2-8)。

図表 2-6：我が国の対人地雷対策支援実績：目的別内訳（1998年1月-2004年3月）



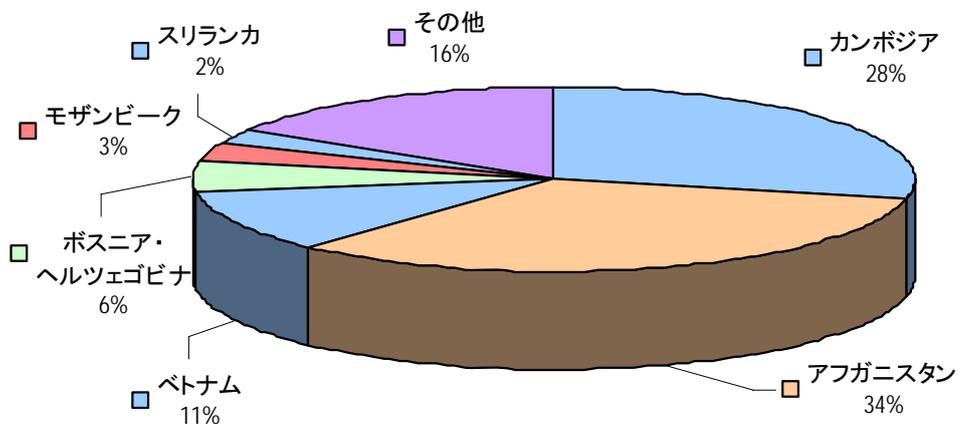
（出所：外務省データを元に作成）

図表 2-7：我が国の対人地雷対策支援実績：地域別内訳（1998年1月-2004年3月）



（出所：外務省データを元に作成）

図表 2-8：我が国の対人地雷対策支援実績：国別内訳（1998年1月-2004年3月）



（出所：外務省データを元に作成）

## （２）我が国の対人地雷対策支援スキームの概要

我が国の対人地雷対策支援は、様々な経済協力スキームを用いて実施されてきている。以下では、「犠牲者ゼロ・プログラム」の下で実施された対人地雷対策支援に用いられた主要スキームの概要とそれによる援助実績を概観する。

### （イ）無償資金協力

#### ①一般プロジェクト無償資金協力（対人地雷対策支援無償資金協力）

対人地雷対策支援分野では、これまで、カンボジア、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナの３カ国に対して、一般プロジェクト無償資金協力による支援が実施されてきている。

一般プロジェクト無償資金協力は、相手国政府が実施するプロジェクトに対して資金供与を行うものであり、中でも、対人地雷対策支援を目的とする一般プロジェクト無償資金協力は「対人地雷対策支援無償資金協力」と呼ばれている。

対人地雷対策支援無償資金協力の支援対象となるプロジェクトについては、まず、現地 ODA タスクフォースと相手国政府との間で行われる議論を踏まえて、相手国政府から正式要請が行われる。これを受け、外務省は、JICA に現地調査を指示し、この調査の結果、当該プロジェクトへの支援の必要性・妥当性が認められる場合には、閣議によって支援の決定が行われる。

対人地雷対策支援無償資金協力の実施にあたっては、相手国政府との契約に基づきコンサルタントが案件の実施監理を行っており、コンサルタントは、プロジェクトの進捗状況等について、JICA を経由して外務省に対して定期的に報告することとなっている。更に、プロジェクト完了時には、完了報告書が提出されることとなっている。

写真 ４：一般プロジェクト無償資金協力により供与された機材



写真左：CMAC に供与された灌木除去機、写真右：CMAC に供与された地雷除去部隊用車両（現地調査団撮影）

## ②緊急無償資金協力

我が国政府はこれまで、アフガニスタン、モザンビーク等の国を対象として、UNDP、UNMAS、ICRC等の国際機関を拠出先とする緊急無償資金協力を実施してきている。

緊急無償資金協力は、①災害緊急援助、②民主化支援、③復興開発支援、の三つの援助、支援を目的として緊急的に実施される無償資金協力であり、緊急性を要するという特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続が簡素化される。また、一般プロジェクト無償資金協力が相手国政府に対する支援を原則とするのに対して、緊急無償資金協力は、相手国政府のみならず、国際機関に対する支援にも利用される。これは、民主化支援、復興開発支援等を必要とする国・地域においては、相手国政府が支援実施主体としての十分な能力を備えていなかったり、支援の受け手となる政府が存在しなかったりする場合が想定されるためである。

緊急無償資金協力の対象となるプロジェクトについては、相手国政府、国際機関からの要請を受けて、外務省において、我が国大使館等からの情報を踏まえつつ援助実施の必要性について検討がなされ、必要であると判断される場合には援助額及び具体的な実施振りが検討される。支援は、一般プロジェクト無償資金協力と同様に、閣議における外務大臣の発言により正式に決定する。

緊急無償資金協力プロジェクトについては、一般プロジェクト無償資金協力と異なり、JICAがプロジェクトの実施促進を担当しておらず、基本的に外務省が現地大使館等を經由して被援助・実施機関（国際機関、NGO等）より直接に報告を受けたり、情報収集を行うなどして実施監理を行っている。

## ③草の根・人間の安全保障無償資金協力

対人地雷対策支援分野において、草の根・人間の安全保障無償資金協力は、地雷除去から犠牲者支援、地雷教育に至る様々な目的のプロジェクトを支援するため幅広く活用されてきている。

草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国の地方政府、教育・医療機関、及び途上国において活動しているNGO等が現地において実施する比較的小規模なプロジェクトに対して資金協力を実施するものである。このスキームは、1989年度に「草の根無償資金協力」としてスタートし、2003年度からは、人間の安全保障の考え強く反映させるとの目的で「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と呼ばれるようになった。

草の根・人間の安全保障無償資金協力における支援案件の発掘・選定、実施監理等は基本的に現地事情に精通している我が国政府の在外公館が中心となって行っている。まず、草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援を希望するNGO等は、所定の申請書類を整えて我が国在外公館に対して申請を行う。これを受けて、在外公館で審査が行われ、そこで妥当と判断される場合には、財務省の協議を経て、外務本省の承認・支援決定が行われる。

草の根・人間の安全保障無償資金協力プロジェクトの実施監理は、原則として現地の在外公館が行うこととなっており、これら在外公館は、NGO等から定期的に報告を受け、

また、必要に応じ現地調査を行う等し、外務本省に報告する。また、プロジェクト完了時には、NGO 等から完了報告書が提出されることとなっている。

#### ④日本 NGO 支援無償資金協力

日本 NGO 支援無償資金協力は、日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発及び緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力を行うものであり、1989 年度より草の根無償資金協力スキームの下で日本の NGO に対して実施されてきた支援と、2000 年度より日本の NGO を対象として開始された NGO 緊急活動支援無償を統合して、2002 年度より開始されたものである。日本 NGO 支援無償資金協力の中には、「対人地雷関係支援」が具体的な支援形態の一つとして掲げられている。

日本 NGO 支援無償資金協力による支援を希望する NGO は、外務本省又は在外公館に対して所定の申請書類を提出する。これを受け、外務本省、在外公館、外部機関による審査を経て、外務本省によって支援対象案件の選定・承認が行われる。

日本 NGO 支援無償資金協力プロジェクトの実施監理は、原則として現地の在外公館が行うこととなっており、これら在外公館は、NGO から定期的に報告を受け、また、必要に応じ現地調査を行う等し、外務本省に報告する。また、プロジェクト完了時には、NGO から完了報告書が提出されることとなっている。

#### ⑤研究支援無償資金協力

我が国は、2000 年 12 月、「対人地雷除去のための新たな取組」の 1 つの柱として「対人地雷除去技術の研究・開発支援」を打ち出し、対人地雷除去を含め途上国に裨益する新しい技術の研究・開発支援を行うことを目的として 2001 年度より研究支援無償資金協力を開始することを決定した。これを受け、これまでに、研究支援無償スキームを利用し、アフガニスタンにおいて 2 件の地雷除去技術研究プロジェクトが実施されてきている。

#### (ロ) 技術協力

##### ①援助効率促進事業<sup>12</sup> (プロジェクト形成調査、企画調査員派遣)

我が国政府は、これまで、カンボジア、モザンビーク、ボスニア・ヘルツェゴビナの 3 カ国に対して、プロジェクト形成調査団を派遣し、また、カンボジアに対しては、対人地雷対策を担当する JICA 企画調査員を派遣してきている。

プロジェクト形成調査には、一般プロジェクト形成調査と分野別プロジェクト形成調査の 2 種類があるが、右の 3 カ国に派遣されたプロジェクト形成調査団は、対人地雷対策支援という特定された分野におけるプロジェクト形成を目的としたもので、後者に分類される。このような分野別プロジェクト形成調査は、当該分野における取組みの必要性が確認されているが、案件の要請がなされていない、又は現地での案件形成能力が十分でない場合に、当該分野における調査を行うことにより、我が国の協力の方向付けを行うことを

<sup>12</sup> なお、平成 16 年度より、「援助効率促進費」は「開発事業費」の一部と統合され、「国・課題別計画策定経費」として計上されており、現在、「援助効率促進事業」というスキームは存在しない。

目的としている。また、企画調査員の派遣は、開発途上国における開発重点分野に精通した調査員を現地に派遣し、相手国関係機関との密接な連携を図りつつ、優良案件の発掘・形成や要請案件の調整・整理を行うことを目的としている。

プロジェクト形成調査の実施は、相手国政府と我が国政府との間における協議などを通じて必要性が認められる場合に、外務省において調査の実施が決定される。調査実施に係るコンサルタントの選定・決定、実施監理等は、JICA が担当する。企画調整員の選定・派遣等も JICA によって行われる。

## ②個別専門家派遣事業

対人地雷分野における専門家派遣としては、これまでカンボジアに対して維持・輸送技術アドバイザー、情報システム上級アドバイザー、社会福祉行政アドバイザーが派遣されてきている。

個別専門家派遣は、開発途上国からの個々の要請に基づき、我が国と当該国との間で国際約束を形成し、これに基づき実施されるものである。各種分野の専門家は開発途上国の受入れ機関に所属し、専門家が保有する知識・技術を各分野にわたる指導・調査・研究等を通じて、相手国のカウンターパートに移転・伝達を図り、当該国の経済社会開発の担い手となる人材養成に協力する。例えば、カンボジアに派遣されたアドバイザーのうち、維持・輸送技術アドバイザー、情報システム上級アドバイザーは、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に所属して活動している。

個別専門家の派遣については、開発途上国から在外公館を通じて我が国政府に対して正式文書をもって要請がなされる。これを受け、外務省・JICA 及び関係省庁間で検討・審査がなされ、当該要請案件の採択・不採択が決定される。要請案件の実施が決まると、関係省庁又は JICA が要請分野、期間等に対応した専門家のリクルートを行い、派遣前研修を経て派遣を行う。派遣期間中の専門家の監理等は JICA が担当する。

## ③フォローアップ事業

フォローアップ事業は、技術協力及び無償資金協力（一般プロジェクト無償、水産無償）により供与された施設・機材等のハード面におけるフォローアップを統一的に実施することを目的として 1998 年度に新設された事業である。対人地雷対策支援の分野では、2003 年度にカンボジアに対する支援として「地雷除去活動支援機材整備計画フォローアップ調査」が実施された。

フォローアップ調査では、施設や機材の破損・故障等の対策を検討するため、本邦から派遣した調査団又は JICA 在外事務所が契約したコンサルタントが調査を実施する。その上で、必要と認められる場合には、修理部品、スペアパーツの供与、修理班の派遣等が行われる。カンボジアの右案件においては、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に修理等のための人材が整っていると判断されたため、部品等の無償供与のみが実施された。

(ハ) 国際機関による信託基金等への拠出

①国連地雷対策支援信託基金 (Voluntary Trust Fund for Assistance in Mine Action)

国連地雷対策支援信託基金(以下、VTF)は、1993年10月の第48回国連総会決議(48/7)に基づき、1994年1月に国連地雷除去信託基金 (Voluntary Trust Fund for Assistance in Mine Clearance) として設立され、1998年11月の第53回国連総会決議に基づき、現在の名前に改称された。

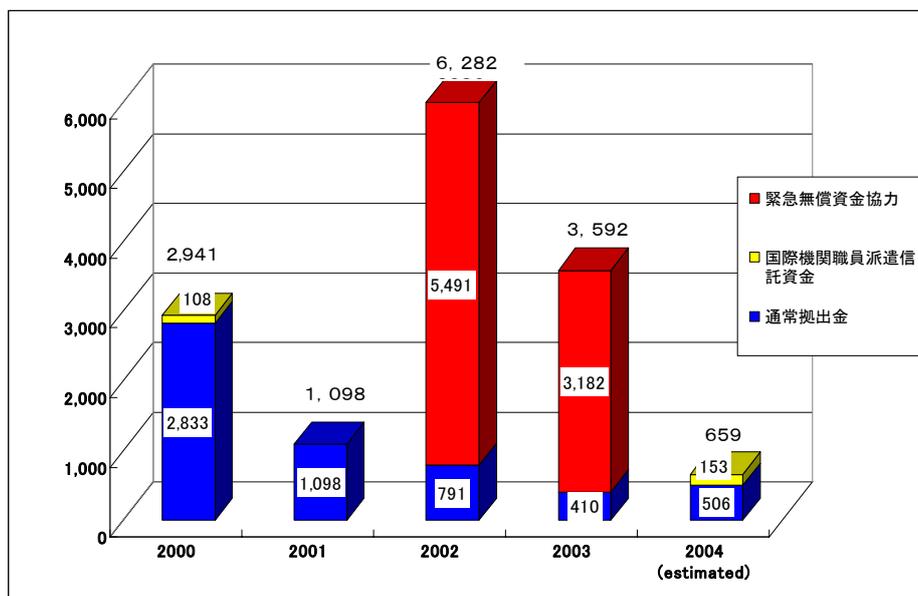
VTF は任意拠出の信託基金であり、我が国の拠出額についても各年の状況に応じて検討・決定される。具体的には、国連側からの拠出要請を踏まえつつ、前年度の予算規模を勘案して外務省と財務省との間で協議が行われ拠出額が決定される。また、国際情勢の変化等によって、追加的支援が決定されることもある。

VTF の資金は、国連 PKO 局地雷対策サービス部 (UNMAS) の活動経費に用いられるとともに、UNDP、UNICEF 等の国連機関が実施する対人地雷対策関連プロジェクトの支援に用いられる。我が国を含む拠出国は、国連機関等が実施する地雷関連のプロジェクトに対して、VTF の自らの拠出金をイヤー・マークすることにより支援を決定する。支援案件の選定にあたっては、UNMAS が一定期間毎に編集する「地雷関連プロジェクト・ポートフォリオ (Portfolio of Mine-related Projects)」や、UNMAS 経由で提示されるプロジェクト・リストを元に検討が行われる。

我が国の VTF 拠出金の支援を受けて実施されるプロジェクトの実施監理は、主として、被援助・実施機関が定期報告書を作成し、外務省がこれを受領・確認することによって行われる。また、現地在外公館を通じて現地調査を実施したり、外務本省の担当者を派遣してプロジェクト実施状況のフォローを行っている。更に、プロジェクト完了後には、被援助・実施機関より、完了報告書が提出されている。

図表 2-9 : 国連地雷対策支援信託基金に対する我が国拠出実績 (2000-2004 年度)

(単位: 1,000 米ドル)



(出所: 外務省資料)

## ②カンボジア地雷対策センター（CMAC）信託基金

カンボジア地雷対策センター（CMAC）は、その運営・活動資金の 95%<sup>13</sup>をドナーからの支援に依存しており、その主財源となってきたのがCMACを支援するために1998年に設立され、UNDPにより管理・運営がなされてきた信託基金（以下、CMAC信託基金と呼ぶ）である。CMAC信託基金に対するドナーの拠出規模は減少傾向にあるため、CMACの全予算に占めるCMAC信託基金からの資金も減少してきている。2003年及び2004年においてはCMAC予算に占めるCMAC信託基金からの資金は約47%であった<sup>14</sup>。

CMAC信託基金に対する支援については、毎年UNDP事務局から外務省に対して資金拠出要請の書簡が送られてきており、外務省は、この要請を踏まえて省内関係各課と調整し、財務省との協議を経て拠出額を決定する。

CMAC信託基金の運用状況やCMACの活動状況については、CMAC信託基金を管理・運営しているUNDP及びCMACから定期的に報告書が提出されている。また、これらに加え、現地大使館とUNDP事務所、CMACとの間で定期的にまたアド・ホックにミーティングが開催され、情報共有や意見交換が行われている。

## ③米州機構（OAS）中米地域地雷除去作業特別基金

米州機構（OAS）は、1992年の総会において、中米地域における対人地雷を含む地雷除去活動への拠出金を受け入れるための特別基金設置を決定し、「中米地域地雷除去作業特別基金」を設置した。我が国は、同基金に対し、1992年及び1996年に各10万米ドル、1997年に5万米ドルを拠出した。また、「犠牲者ゼロ・プログラム」を表明した1997年12月以降、我が国は同基金への拠出を毎年度実施してきており、1998年度から2003年度までの拠出金の累計は21万4,000ドル（2,439万8,000円）となっている。

我が国が同基金への拠出額を決定するにあたっては、毎年、同基金を担当するOAS民主主義促進室より、支援対象となるプロジェクトの概要と費用の内訳を含む要請書が提出されるのを受け、これを外務省で審査し資金拠出を決定している。

我が国の拠出金によって実施されるプロジェクトについては、OAS民主主義促進室より活動報告が定期的に提出されている。

## ④日本・UNDP人造り基金

日本・UNDP人造り基金（Japanese Human Resources Development Fund、以下JHRDF）は、1986年、日本政府の拠出金によりUNDPの中に設置された基金である。この基金は、UNDPが開発の重点目標に掲げる貧困撲滅、生活手段の確保、環境保全、グッド・ガバナンスの確立、女性の地位向上の5分野を中心に、開発途上国の人造り（人材育成）を支援するためのもので、日本と国連開発計画が協調して、途上国のニーズに即して事業を実施している。我が国は、JHRDFの資金を用いて、地雷除去・犠牲者支援のためのプノンペン・フォーラム（1998年度）の開催経費の支援、スロベニア国際信託基

<sup>13</sup> CMACに対する現地インタビューに基づく。

<sup>14</sup> UNDPカンボジア事務所の公表データに基づく。

金への拠出（1999年度）、ラオス不発弾プログラムに対する支援（2001年度）を実施してきている。

このうち、例えば、スロベニア国際信託基金（International Trust Fund for Demining and Mine Victims Assistance、以下ITFと呼ぶ）は、バルカン諸国の地雷除去・犠牲者支援を支援することを目的として、1998年12月にスロベニア政府によって設立された国際信託基金であり、バルカン地域における対人地雷対策支援活動の中心的な役割を担っている。我が国は、1998年9月にスロベニア外務大臣が訪日した際に、同基金に対する支援要請を受けたが、これに対し、我が国政府は、UNDP人造り基金に我が国が拠出した資金を用いて、ITFに対して100万ドル（1億2,000万円）の拠出を行った。

#### ⑤対人地雷禁止条約締約国会議分担金

対人地雷禁止条約第14条により、締約国会議等の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びその他参加国が負担することとなっている。我が国の分担率は約28%<sup>15</sup>となっており、これに従って、1998年に開催された第一回オタワ条約締約国会議以降、必要額の拠出を行ってきている。

#### （二）NGO事業補助金

NGO事業補助金は、日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力事業を支援するため、1989年度に導入されたものである。NGO事業補助金の交付額は、総事業費の2分の1以下、かつ50万円以上1,000万円以下の範囲となっている。

対人地雷対策支援分野では、カンボジア、アルバニア、マケドニア等において犠牲者支援に取り組む我が国NGOに対して、NGO事業補助金が拠出されてきている。

NGO事業補助金の交付を希望する日本のNGOは、所定の申請書類を提出する。これを受け、外務省が申請案件の選定審査を行い、支援の可否を決定する。支援を受けるNGOは、当該事業の完了時に報告書を提出することが義務付けられており、この報告書の提出を受けて、精算払いの形で補助金が交付されることとなっている。

#### （ホ）国際機関職員派遣信託基金を用いたUNMASへの邦人職員派遣

我が国政府は、対人地雷対策支援に従事する邦人国連職員数の増加を図ることを目的として、国際機関職員派遣信託基金への我が国の拠出金を用いて、UNMASに対して邦人職員をアソシエート・エキスパート<sup>16</sup>として派遣した。アソシエート・エキスパート等派遣候補者の選定試験は、UNMASのみならず他の国連機関に対する派遣をも念頭において実施される。したがって、UNMASに対する職員の派遣については、UNMASから職員派遣の要請を受けて、上記選定試験を通過した候補者リストの中に適格者の有無について検討がなされ、本人、我が国政府、UNMASとの協議等を経て派遣が決定された。

<sup>15</sup> 米国がオタワ条約加盟国でないこと等から、通常の国連分担金比率よりも我が国の負担率が高くなっている。

<sup>16</sup> 国際公務員を志望する若手邦人のために、一定期間、各国際機関で職員として勤務し、専門知識をふかめ、国際業務の体験をつむ制度。一定期間勤務した後、正規職員として当該機関に採用されることを目的としている。